平成28年 8月16日日本原子力発電株式会社



東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可の申請について

当社は本日、東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

本件は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律が成立 し、今後、使用済燃料の再処理等の実施の業務を行う認可法人(使用済燃料再処 理機構)が設立されることから、原子炉設置変更許可を受けている「使用済燃料 の処分の方法」について記載内容を変更するものです。

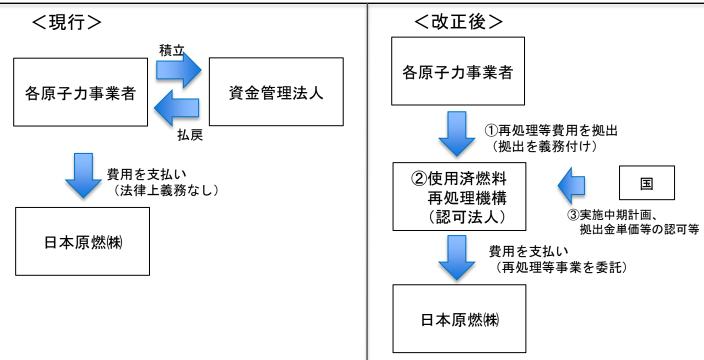
なお、本変更に伴う設備の設計変更や改造工事等はありません。

以上

添付資料:東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

- ○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(改正後)の概要
- (1)事業に必要な資金の安定的確保(拠出金制度の創設)
- ②再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制の整備(認可法人制度の創設)
- ③再処理等事業全体のガバナンス (統治) を強化 (認可法人の運営への国の一定の関与等)



〇「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更(東海第二発電所の記載)※ 変更前 変更後 (平成12年3月30日付で許可) (今回の申請内容) 使用済燃料は、国内の再処理事業者又はわが国が原 使用済燃料は、<u>原子力発電における使用済燃料の</u> 子力の平和利用に関する協力のための協定を締結して 再処理等の実施に関する法律(以下「再処理等拠出 いる国の再処理事業者であるBritish Nuclear Fuels plc <u>金法」という。)に基づく拠出金の納付先である使</u> 及びCompagnie Générale des Matières Nucléairesに <u>用済燃料再処理機構から受託した、</u>原子炉等規制法 おいて再処理を行うこととするが、国内における再処 に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再 処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、 使 理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事 業者に優先的に委託することとし、再処理されるまで 用 使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 の間、適切に貯蔵・管理する。 ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料 済 再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成12年3 燃 月30日付けで許可を受けた記載を適用する。 料 の 再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに 処 行い、政府の確認を受けることとする。 分 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の の 方 委託先については、搬出前までに政府の確認を受ける 法 こととする。 海外において再処理を行う場合は、これによって得 海外において再処理が行われる場合は、再処理等 られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する 協力のための協定を締結している国の再処理事業者 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に において実施することとする。 移転しようとするときは、政府の承認を受けることと 海外再処理によって得られるプルトニウムは国内 する。 に持ち帰ることとする。

こととする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける